

商流の添付書 記載例

※1.記載方法：代表申請者と共同事業者の役割分担と補助事業との関わり方等を具体的に記載するとともにフロー図等を添付してください。車両と充電設備の一体的な状況について、以下の（参考例）を参考に届出ください。なお、必要に応じて運送契約書や覚書等の写しを提出いただく場合があります。

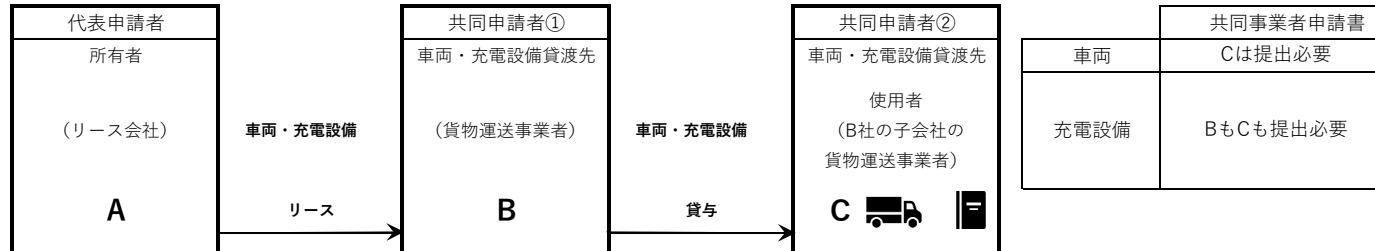
※2.共同事業者申請書を提出する場合は、車両及び充電設備の両方の商流を添付ください。

1. 代表申請者が車両、充電設備ともに同一のリース会社の場合

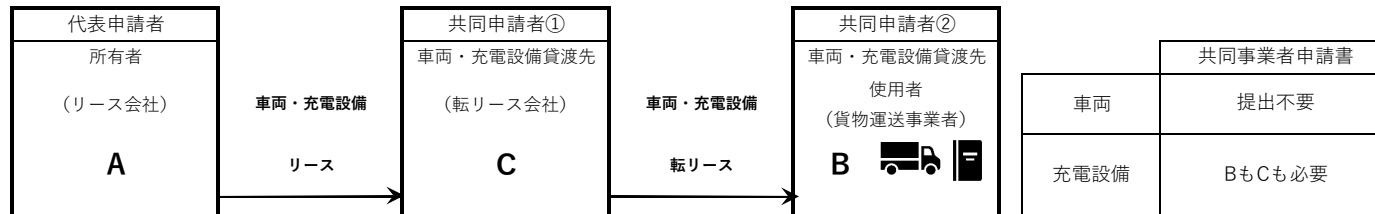
- (1) 共同申請の形態： 車両、充電設備をリース会社が所有（代表申請者）し、共同申請者の貨物運送事業者が使用する。



- (2) 共同申請の形態：車両、充電設備をリース会社が所有（代表申請者）し、共同申請者の貨物運送事業者が共同申請者である自社の子会社の貨物運送事業者に貸与して使用する。

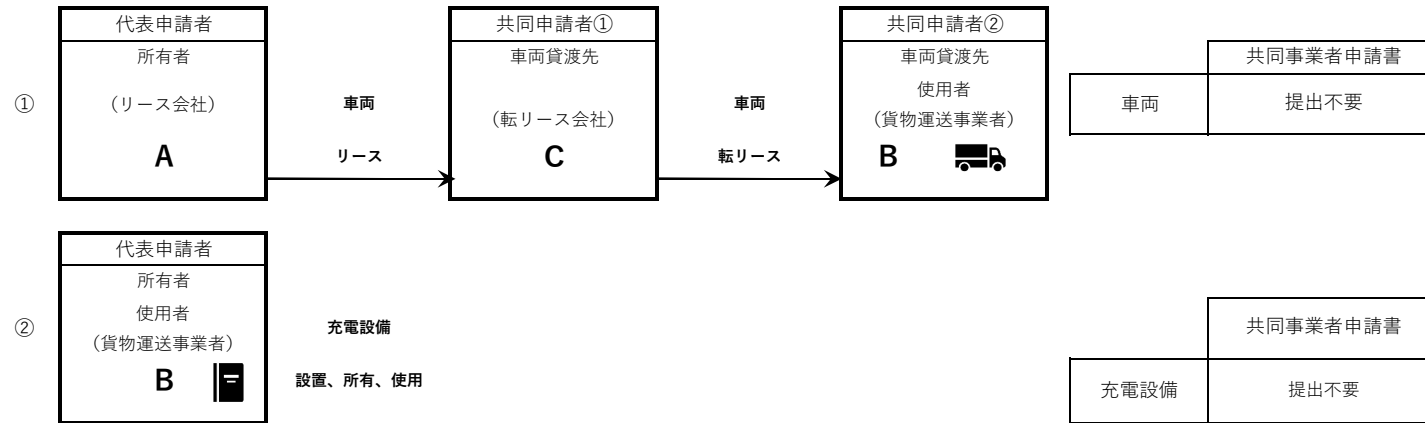


- (3) 共同申請の形態： 車両、充電設備をリース会社が所有（代表申請者）し、更に共同申請者のリース会社が転リースとして引き受けて共同申請者の貨物運送事業者が使用する。

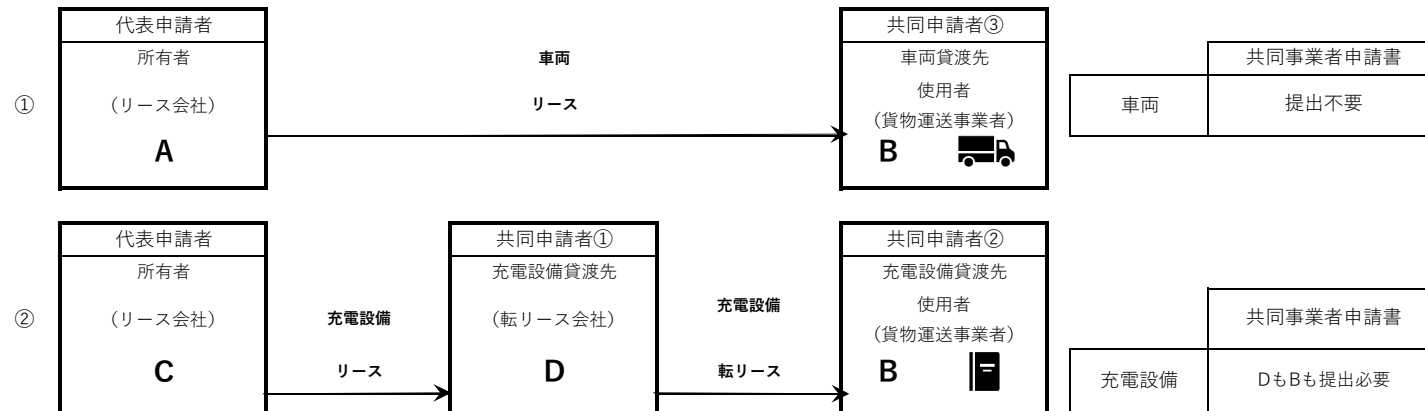


2. 車両はリース会社が代表申請者で充電設備が別の会社の場合

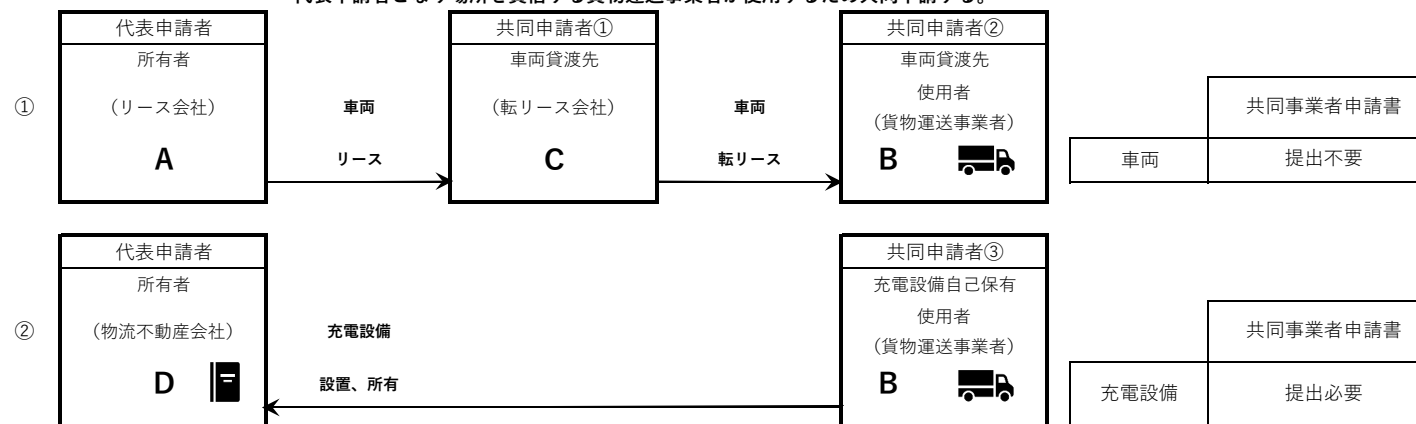
- (1) 共同申請の形態：
- (1) 車両をリース会社が所有（代表申請者）し、更にリース会社が転リースとして引き受けて貨物運送事業者が使用する。
- (2) 充電設備は申請者の貨物運送事業者が所有、使用するため共同申請は行わない。



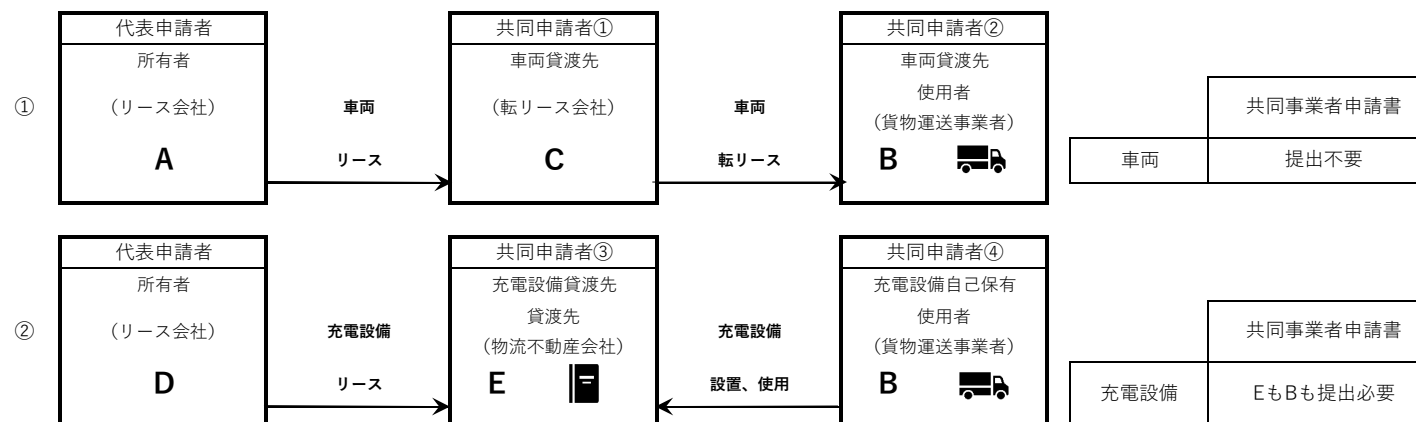
- (2) 共同申請の形態：
- (1) 車両をリース会社が所有（代表申請者）し、貨物運送事業者が使用する。
- (2) 充電設備をリース会社が所有（代表申請者）し、更に共同申請者たるリース会社が転リースとして引き受けて共同申請者の貨物運送事業者が使用する。



- (3) 共同申請の形態：
- (1) 車両をリース会社が所有（代表申請者）し、更にリース会社が
転リースとして引き受けて貨物運送事業者が使用する。
- (2) 充電設備は貨物運送事業者が賃貸する物流センター内を所有する物流不動産会社が
代表申請者となり場所を賃借する貨物運送事業者が使用するため共同申請する。



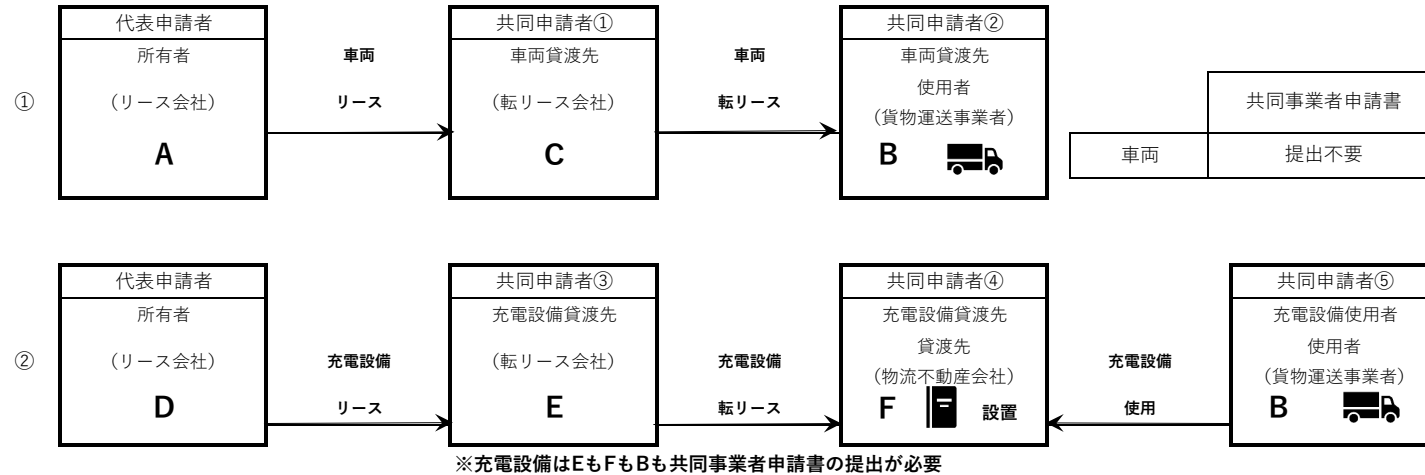
- (4) 共同申請の形態：
- (1) 車両をリース会社が所有（代表申請者）し、更にリース会社が転リース
として引き受けて貨物運送事業者が使用する。
- (2) 充電設備はリース会社が所有（代表申請者）し、物流センター内を所有する物流不動
産会社にリースし、充電設備を使用する貨物運送事業者が使用するため共同申請する。



(5) 共同申請の形態：

(1) 車両をリース会社が所有（代表申請者）し、更にリース会社が転リースとして引き受けて貨物運送事業者が使用する。

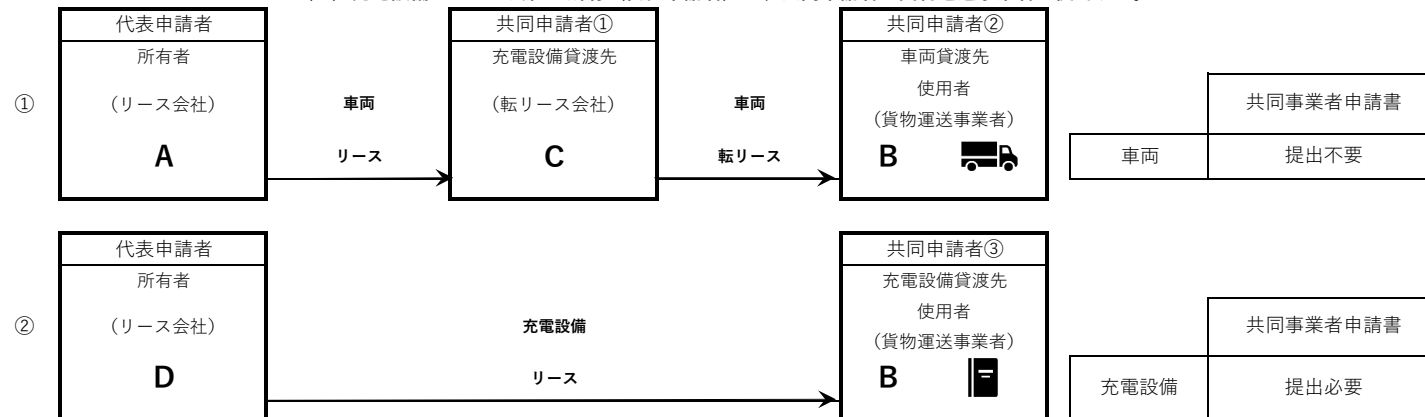
(2) 充電設備をリース会社が所有（代表申請者）し、更に共同申請者たるリース会社が転リースし、物流不動産会社がリース先となり場所を使用する貨物運送事業者が使用するため共同申請する。



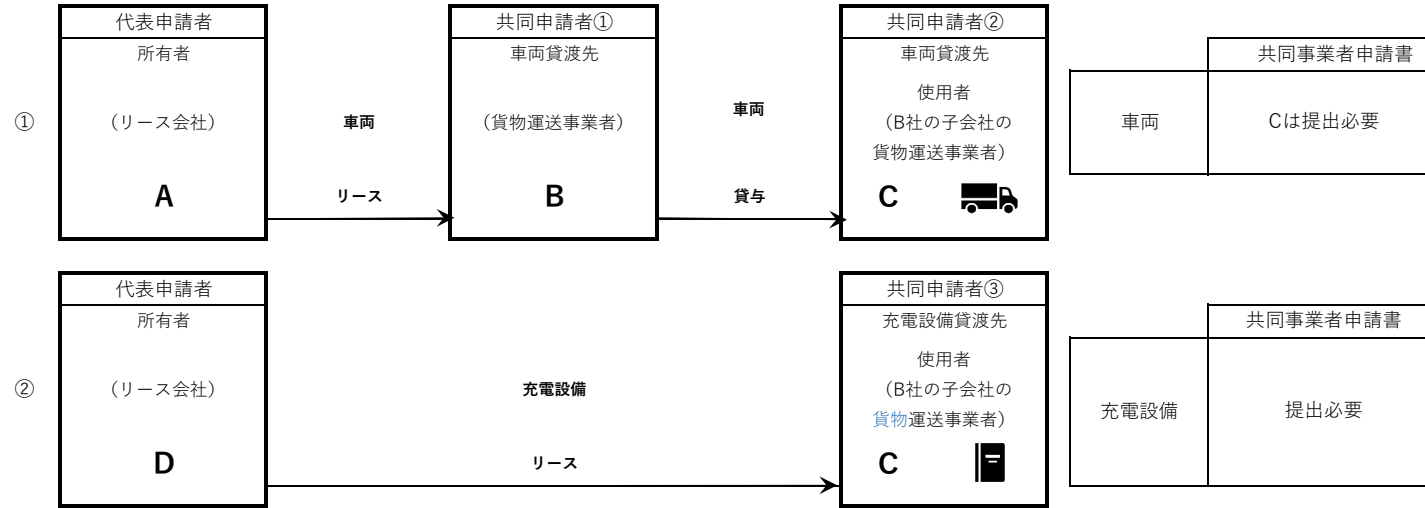
(6) 共同申請の形態：

(1) 車両をリース会社が所有（代表申請者）し、更にリース会社が転リースとして引き受けて貨物運送事業者が使用する。

(2) 充電設備をリース会社が所有（代表申請者）し、共同申請者の貨物運送事業者が使用する。



- (7) 共同申請の形態：
- (1) 車両をリース会社が所有（代表申請者）し、貨物運送事業者が自社の子会社の貨物運送事業者に貸与して使用する。
- (2) 充電設備をリース会社が所有（代表申請者）し、共同申請者のB社の子会社の貨物運送事業者が使用する。



- (8) 共同申請の形態：
- (1) 車両をリース会社が所有（代表申請者）し、貨物運送事業者が自社の子会社の貨物運送事業者に貸与して使用する。
- (2) 充電設備をリース会社が所有（代表申請者）し、共同申請者のリース会社が転リースとして引き受けて共同申請者のB社の子会社の貨物運送事業者が使用する。

